

特別障害者手当・障害児福祉手当について

日常的に介護を必要とする重度の障害（※）をもつ方に対して、次のような制度があります。

○特別障害者手当（20歳以上）

- ・支給月額 27,350円（令和2年1月時点）
（2, 5, 8, 11月に3か月分を合算した額を支給）
- ・以下にあてはまる方は対象外となります。
 - （1）病院等に3か月を超えて入院している方
 - （2）本人または同居の親族の所得が一定以上ある方
 - （3）施設等に入所している方

○障害児福祉手当（20歳未満）

- ・支給月額 14,880円（令和2年1月時点）
（2, 5, 8, 11月に3か月分を合算した額を支給）
- ・以下にあてはまる方は対象外となります。
 - （1）障害を支給事由とする公的年金を受給されている方
 - （2）本人または同居の親族の所得が一定以上ある方
 - （3）施設等に入所している方

※「重度の障害」の程度等、詳しくは秩父福祉事務所にお問合せ下さい

問合せ 埼玉県秩父福祉事務所 生活保護・地域福祉担当 ☎22・6228

福祉の仕事 地域就職相談会 ～高齢者・障害者の施設で、地域を支える仕事をしてみませんか？～

秩父市周辺の福祉施設が集まる就職相談会を開催します。

無資格・未経験で働ける職場もありますので、是非この機会にご参加ください。

- 日 時** 3月19日(金) 正午～午後2時
場 所 秩父宮記念市民会館2階けやきフォーラム
参 加 費 無料
完全予約制 ご予約はHPまたは電話で

問合せ 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会福祉人材センター
☎048・833・8033（土日祝日を除く 午前10時～午後5時）

フェイスブック・インスタグラムの公式アカウントを開設しています！

フェイスブック
「長瀬町（Nagatoro）」



インスタグラム
「なが撮ろ」

